

(別紙) 安全のための遵守事項

(鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ)

国有林野へ入林する前に、下記の注意事項を確認の上、入林して下さい。また、注意事項を遵守し、事故を起こさないようご注意願います。

記

1. 入林日の連絡

- ・入林する日が決まった場合には、入林する日までに日時と場所を、電話・FAX・電子メール等の方法で中越森林管理署もしくは当該森林事務所までご連絡ください。(連絡先は別添「入林届提出先一覧表」参照)
※入林終了時にも必ずご連絡をお願いします。

2. 入林時に携行するもの

① 入林届の写し (接受印が押印されたもの)

- ・接受印の押された面を上にして、車内の見やすい場所に掲示してください。
(複数車両を使用する場合は、車両ごとに掲示してください。)

② 注意喚起看板

- ・銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示してください。

③ 安全のための遵守事項 (この用紙)

④ 入林届提出先一覧表

⑤ 立入禁止区域図

- ・最新のものを森林管理署、森林事務所、市町村等に問い合わせ入手してください。
(中越森林管理署のホームページ『<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/chuetu/>』から入手可能です。)
- ・立入禁止区域を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないでください。
(※立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置してあります。
また、立入禁止区域がある林道入り口等は、「〇km先、作業中につき立入禁止」等の標識や横断幕などで表示しています。)

3. 夜間銃猟について

- ・指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法(誘引して定点から射撃する方法等)により捕獲するようにしてください。また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認してください。

4. その他

- ・他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林手続きを行ってください。
- ・林道を通行する場合には、徐行運転をするなど交通事故防止にご協力ください。また、火気に十分注意し、山火事予防にご協力願います。
- ・一般の方が入林している場合がありますので十分ご注意願います。
- ・入林に当たっては、落石、滑落、なだれ(その他考えられる災害)等の危険箇所に関する情報を把握し、これら災害に十分注意して下さい。なお、入林された方が、落石・滑落・交通事故等の災害に遭われた場合でも、中越森林管理署では一切の責任を負いませんので御注意願います。

中越森林管理署長

(担当：総務グループ 管理担当)

(TEL：025-772-2143)